

第2回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年8月5日（火）午後3時～午後4時06分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋田委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	松山委員
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	村山賃金係長	

(事務局 室長補佐)

定刻になりましたので、ただ今から第2回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、相馬委員が都合により欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

また本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、8人の方から申し込みがなされ、本日5名が傍聴されていることを報告いたします。

それでは角井青森労働局長からご挨拶を申し上げます。

(事務局 青森労働局長)

皆様、どうもご多用の中、本審議会に出席いただきまして、どうもありがとうございます。

ご存知のとおり、昨日ですぬ中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、令和7年度地域別最低賃金改定の目安について答申がなされまして、青森県を含むCランクの県につきましては、64円の引き上げの目安が示されたところでございます。

詳細は後ほどご説明いたしますけれども、令和7年度地域別最低賃金改定の目安の金額につきましては、その金額に関し意見一致を見るにいたりませんでした。

そのため答申として公益委員見解及び中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することとされたところでございます。

公益委員の見解を少し引用させていただきますと、今年度の目安額は、最低賃金を、消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を、特に考慮し検討されたもの、とされているところでございます。

委員の皆さまにおかれましては、大変ご苦勞をおかけすると思っておりますけれども、青森県における令和7年度の地域別最低賃金額の改定につきまして、限られた日程の中ではございますけれども、何卒ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(事務局 室長補佐)

以降の議事進行につきましては、石岡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それではよろしく願いいたします。会議次第に従って行いますが、議題の1ですね、中央最低賃金審議会における目安の伝達について、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

賃金室の吉田でございます。本日もよろしく願いいたします。まずもってですね、委員の皆さまには本来昨日の日程を組ませていただいておりますけれども、中賃の予想外の対応ということで、本日子備日ということで、本日の開催にさせていただきましたけれども、ご多用中お運びいただきまして、本当にありがとうございました。

引き続きまして、私の方から目安の伝達を行わせていただきます。ここ2年ですね、目安の伝達というのは中賃の方の公益委員の方からビデオメッセージという形で、ポイントをお示しておったんですけども、なにぶんにも昨日の今日で、まだ録画されていないということなので、ちょっとビデオメッセージが間に合わないということですので、私の方からですね、読み上げるという形にさせていただきます。

答申が、ここ数年非常にボリュームが増ってきてですね、去年と比べて倍以上になっているんですね。ちょっと長くなりますけれども、ご理解いただきたいというふうに思います。長いので着座で読ませていただきます。

別添資料の2、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)というのがあります。こちらをご覧くださいと思います。

1ページ、「目安について(答申)令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。」ということで、記となっています。

記

1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるように充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援

助成金等について、賃上げを支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業継承・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の着実な実行を要望する。

7 その際、経営強化税制、事業継承に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10 価格転嫁対策については、下請法改正法の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11 取り分け、価格転嫁率が平均より低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

12 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13 また、いわゆる年収の壁への対応として、年収の壁・支援強化パッケージの活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額決定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

とされております。

続いて3ページでございますが、公益委員見解でございます。こちらを読み上げることになります。

1 令和7年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。目安として、ランクA63円、B63円、C64円、ランク毎の加重平均はAランク5.6%、Bランク6.3%、Cランク6.7%

2の(1)といたしまして、目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の

1の(2)で最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである、と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版、及び経済財政運営と改革の基本方針2024に配慮し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ということで、3要素に対して記述がございます。

アといたしまして、労働者の生計費、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、持家の帰属家賃を除く総合は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た場合は、平均3.9%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均3.2%から引き続き高い水準となっている。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年度に着目した年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た頻繁に購入する品目の指標については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た平均は4.2%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

一方、持家の帰属家賃を除く総合の直近の消費者物価指数の上昇要因に関して、主な項目別に寄与度を見ると、生活必需品である食料及びエネルギーの合計の寄与が全体の約7割を、約7割を占めており、昨年と比較して伸びが顕著になっている。

また、エンゲル係数については近年上昇傾向にあり、令和6年は勤労者世帯で26.5%となっている。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである世帯収入第一・十分位階級では27.5%と更に高い水準となっている。

こうした生活必需品における価格の上昇やエンゲル係数の上昇は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因となっていると考えられるが、食料やエネルギーについては、頻繁に購入する品目だけに含まれるものではない。

このため、昨年度の審議で参考とした、頻繁に購入する品目は、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を踏まえる観点から、依然として重視すべき指標であることにかわりはないものの、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていることに鑑みれば、頻繁に購入する品目に加え、食料やエネルギーの多くの品目を含む1か月に1回程度の購入や、この両者に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す食料、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む基礎的支出項目などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する食料について見ると、令和6年10月から令和7年6月までの期間は平均6.4%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均5.5%に続き、高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である基礎的支出項目については、令和6年10月から令和7年6月までの期間で見た平均は5.7%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均2.9%に比べ高い上昇率となっている。

そして、頻繁に購入する品目に次いで購入頻度が高く、年間9回以上15回未満、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される1か月に1回程度購入する品目については、令和6年10月か

ら令和7年6月までの期間で見た平均は6.7%で、前年同期の令和5年10月から令和6年6月までの平均1.1%から大幅に高い水準で推移している。

消費者物価指数については、持家の帰属家賃を除く総合を基準に議論を行ってきた。こうした中、最低賃金の引き上げにより時間当たり賃金が上昇した者が、その増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることや、頻繁に購入する品目、食料、基礎的支出項目、1か月に1回程度購入する品目などの生活必需品を含む項目のウエイトが消費支出全体で相当程度の割合を占めていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の持家の帰属家賃を含む総合が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に掛かる消費者物価の上昇も勘案する必要がある。とされているところです。

続いてイとして賃金でございます。

賃金に関する指標を見ますと、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回集計結果で、全体で5.25%で、令和3年以来33年ぶりの5%超えであった昨年を上回っている。また中小でも4.65%で2年連続で4%を上回っている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額の加重平均の引上げ率の概算については5.81%となり、3年連続で5%台の高水準であり、いずれの数字も上昇傾向での推移が続いている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で5.38%で、こちらも2年連続で5%を超え、また中小企業でも4.35%で2年連続で4%を超え、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.03%、20人以下の企業で3.54%、パート・アルバイトの結果では全体で4.21%で、いずれも昨年からの約0.2~0.8ポイントの大幅な上昇を見せている。また、パート・アルバイトの20人以下では、3.30%で、2年連続の3%超えとなっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率は2.5%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は3.2%となっており、これも昨年の結果を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず、昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

また、EU指令においては、最低賃金の水準の適正化を評価するための参照指標を用いられこととされ、例として、賃金の中央値の60%、平均値の50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECDによる2024年の数値は46.8%であり、フランスの62.5%、イギリスの61.1%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2024年時点の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の59.1%、平均値の50.9%となるが、OECDの国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の48.4%、平均値の40.9%という結果になっている。一方、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることに加え、一般労働者のボーナスや残業

代も含めて時給換算するのかなど、どのような要素をもって比較するのが適当なのかという点について議論があり、EU 指令の取扱いについては、今後の検討課題である。とされています。

3つ目のウとしまして、通常の事業の賃金支払能力でございます。

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和5年度は資本金1,000万円以上で11.3%、1,000万円未満で28.8%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では四半期ごとで令和6年は6~10%程度で推移、令和7年の第1四半期は7.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たりの付加価値額について、令和3年度は4.9%増加、令和4年度は2.2%増加、令和5年度は全体で4.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和5年度について、資本金1,000万円未満の製造業で7.2%増加、非製造業で4.8%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たりの付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和3年度で2.6ポイント低下、令和4年度では1.4ポイント低下、令和5年度で2.4ポイント低下し、令和5年度は65.1%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和5年度は資本金1,000万円以上で62.8%、資本金1,000万円未満で80.0%となっているが、資本金1,000万円未満においても足下では令和4年度から4.6ポイント低下している状況にある。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差だったのに対し、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業では4.21ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、価格交渉の状況については、発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた割合は、前回から3ポイント増加、価格交渉が行われた割合も前回から3ポイント増加、価格交渉が行われなかった割合は減少している。発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業のうち7割超において、労務費についても交渉が実施しており、労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった企業の割合は減少している。

また、コスト全体の価格転嫁率については約3ポイント増加、一部でも価格転嫁できた割合は約3ポイント増加し、転嫁できなかった、マイナスとなった割合が減少するなど、価格転嫁の状況は改善してはいるが、1~3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は25.0%、全く価格転嫁できなかった割合は15.8%と、引き続き二極分離の状態にある。

労務費の転嫁率は、前回から約4ポイント上昇したものの、原材料費の転嫁率と比較して約6ポイント低い水準である。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から3年連続で

増加し、直近の令和6年では10,006件となっている。一方、令和7年1～6月の物価高倒産については449件発生しており、過去最多を記録した昨年から減少している。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して、賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差を生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たりの付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性が低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。とされる。

エといたしまして、各ランク引上げ額の目安についてでございます。

最低賃金について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版等において、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施すること、またEU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定の3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただくこととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年度の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体例が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、中小企業・小規模事業者の賃上げ向上推進5か年計画に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再認識し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ額とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきであるという意見も踏まえて議論を行った。

この結果というところから、ア～ウですね。先ほどの繰り返しになりますので、ちょっと飛ばしてですね、次の9ページの真ん中辺、さらにというところの下、そうしたなかというところからまた読み上げます。

そうしたなか、最低賃金は企業の経営状況に関わらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には、罰則の対象になることも考慮すれば、引上げ額、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃金上げの流れの意地拡大を図る非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることで、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は賃金に低廉な労働者について賃金の最低額

を保障し、その労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることに留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、全国加重平均 6.0%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版等において、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、消費者物価指数の対前年上昇率は A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1% となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・B ランクより C ランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査の第 4 表①②③における賃金上昇率は、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢として B・C ランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから C ランクを A・B ランクより相対的に高くすることが考えられる。

これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、A ランク 63 円、B ランク 63 円、C ランク 64 円とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率に面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。というふうにされています。

オにつきましては、政府に対する要望なのでちょっと読み上げは省略をさせていただきます。

資料 12 ページ、右下の資料のページで 12 ページです。

カとしまして、地方最低賃金審議会への期待等、でございます。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用等の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、ここは局長挨拶にもあったところでございますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

なお、3 要素の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものであることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10 月 1 日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考え方もある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求

められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。いわゆる年収の壁を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員会見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは、別添のとおりとされているところ。②、③については生活水準等の写しでございますので、説明は省略いたします。

次のページからはですね、この参考資料ということで、今説明をさせていただきました3要素のバックデータとして利用したものについて、これは目安小委員会の資料にもあったものでございますけど、これが付いておりますので、適宜参照いただければと思います。

右下のページの40ページをご覧くださいければと思います。

こちらは、目安に関する小委員会報告でございます。これは簡単に説明させていただきます。40ページの2のところは労働者見解がございます。次の3ページの最後のところですね、労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解、これ先ほど説明したものです。については、「不満の意を表明した。」ということです。

続きまして、3使用者見解も同じようにございまして、3の最後ですね、使用者委員としては、「上記主張が十分に反映されず、取りまとめられた下記1の公益委員会見解については、不満の意を表明した。」というふうにされているということでございます。

その結果、4として、意見の不一致としまして、「本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。」というふうにしてございます。

そして、5でございますが、公益委員見解及びその取扱いとしまして、この40ページの下から2行目ですね。さらにとということで、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識である。」ということで、以下各種要望が盛り込まれたということでございます。非常に長くなりましたが、目安の伝達については以上でございます。

(石岡会長)

はいありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か質問あるいはご意見等はございませんか。すぐに質問はありませんか。よろしいですか。あるいは質問でなくても、今日の段階で何か意見を交換しておきたいことはございませんか。よろしいでしょうかね。

それでは、次に議題の2その他ということですが、その点も事務局の方から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

審議資料について説明させていただきます。資料につきまして、大きく答申をいれた4つございます。次第が付いております資料についてと、あと別冊資料2の1、第2回目安に関する小委員会の資料につきましては、先日も第1回専門部会でも提出しておりまして、その専門委員につきましては説明をさせていただいておりますので、被る箇所、資料も多くなりますけれどもご容赦願います。

ちょっと答申が長引いたので、資料については簡単に説明させていただきます。最初にですね、次第がある資料について説明いたします。審議会次第がついている、この資料の1ページでございます。

生活保護等最低賃金の比較についての資料でございます。毎年最低賃金法では生計費を検討する中で、生活保護水準等を検討するということになってから、これを毎年比較をしているわけでございますけれども、令和5年度の生活保護水準と最低賃金を比較したものでございます。

1ページを見ますと、生活保護の月額が98,428円、一方最低賃金の月額が125,950円ということでございます。これを時給換算しますと、時間換算額で196円、最低賃金が上回ったということでございます。令和6年には青森県におきましては、55円最賃の上げがございましたので、現状では最低賃金の方が251円上回っておりまして、乖離はない状態ということでございます。

この資料に続いて7ページをご覧くださいと思います。これは平成27年度から昨年度までの未満率影響率の推移でございます。未満率についてはですね、そんなに年によっては動きはないわけですが、下の影響率でございますが、こちらにつきましては、近年最低賃金の引上げ額が大きいうことから、ちょっと高い水準になっているということです。ちなみに、この未満率、影響率の定義ですが、この表の下に注といたしまして定義が記載されてございます。昨年令和6年度は55円引上げになりましたけれども、この時の影響率、青森県の影響率は30.6%だったということでございます。この資料は以上になります。

続きまして、別冊資料1をご覧くださいと思います。こちら令和7年度最低賃金基礎調査結果、これは地域別最低賃金適用産業の結果でございます。めぐりまして1ページをご覧くださいと思います。

3に調査対象とされた業種、対象の規模、業種ごとの規模が載っております。基本的には、製造業、新聞・出版業については100人未満、卸小売、宿泊飲食サービス業については、30人未満の事業所が対象となっております、その時には小規模な事業所が対象になった調査でございます。

2ページに集計結果がございます。右の基礎調査集計数の一番下でございますけれども、今年は551事業所、4,446人の労働者について、回答があったものを母集団上の数に復元して総括表を作成したものでございます。

復元された労働者は、センサス上の数となり、168,497人となっております。また、業種・規模を限定した調査のため、実際の最低賃金適用労働者数よりは、かなり少なめになるということでございます。

まためぐりまして4ページから6ページにかけてでございますが、こちらが基礎調査に基づく未満率と、今年度の最低賃金の引上げ額によって、影響率がどのようになるかを示す試算表でございます。4ページの左の上の方にですね時間額953円、その下に未満率2.3%となっており、昨年度1.8%より少し高くなっているということでございます。

次に右側を見ていただきますと、引上げ額、影響率等が記載されております。953円今の最賃ですが、ここが1円上がると、仮に1円引き上げて954円になると、影響率は8.2%ということになります。この金額が下一桁のところは0に、例えば960円のところの影響率は11%ですが、961円になるとポンと5ポイント増えるということで、ここで非常に影響率が跳ねることになるということから、960円きりのいい数字のところの労働者数が多いということが分かるかと思えます。

仮にですね、目安と同じ64円引上げられた場合ですが、これは6ページの一番上になります。仮に目安と同じ64円引上げられ、青森県の時給が1,017円となった場合の影響率は、30.2%というふうになっております。

次の7ページからは、全産業と産業ごとの総括表を付けてございます。7ページをご覧いただきたいと思います。一番左には時間当たりの所定賃金額、時給額ですね。その右には対応する最賃額の以下の賃金の労働者数、即ちこれ累計になっています。例えば、現在の最賃額の953円というところを見ますと、13,841円ということ、953円以下の人がこれだけいらっしゃいますと、一番上に合計のところ、先ほどお話をさせていただきました、復元した労働者数168,497がございまして、これの8.2%に当たります。という表でございます。

なお、953円ぴったりの人が何人いるかということ、この13,841円からそのひとつ上952円以下の人が3,822人ですから、これを引きますと10,019人ということになるわけでございます。先ほど最賃が1円上がる影響率についてお話しましたが、この表で見ると954円になると最賃が953円から954円になると、要は953円以下の人に影響が出るということから、953円の横にあるこの8.2%の人に影響があるということから、先ほどの試算表では、ここの数字が転記されているということになるわけでございます。

また、952円のところには、率として2.3がございまして、これが未満率。要はその時の953円以下の人が2.3%いると、人数で見ますと3,822人ということになっているわけでございます。

これが最初にあるので、全産業の全労働者分ですが、その他に業種別、あとはパートのみの集計の総括表もございまして、必要に応じて参照いただければと思います。

次に、別冊資料2の1をご覧いただきたいと思います。これ最初にもお話ししており、第1回の専門部会でも説明させていただきました第2回中賃の目安小委員会の資料でございます。この中でですね、ひとつだけ20ページを説明をさせていただきたいと思います。

これは都道府県別の賃金分布の資料になります。各都道府県の賃金分布について、一般労働者、短時間労働者あるいはその計の3つに分けて見分かされているということで、掲載されている都道府県の順番は、経済諸指標の総合指数の順となっております。この中の短時間労働者の賃金分布についてのみ、簡単にご説明をさせていただきます。

この資料右下のページ数47ページ以降は、短時間労働者の賃金分布の資料になります。一番最初に東京がございまして、東京から順に沖縄までであるということでございまして。(東京)(A)はAランクということ、左側が人数、下にある横軸が時間当たりの賃金額ということでございまして。この1,113円は、昨年の賃金構造基本統計調査の調査時点の最低賃金額、東京は1,113円でございます。東京を見ますと、パートさんの場合、最低賃金に人数のピークが来ているということでございまして。

昔はですね、東京当たりだと最低賃金のピークはなくてですね、それよりちょっと高いかつきりのいい数字のところにあつたわけですが、最近は最低賃金が大きく引上げられたということから、東京とか大都市でもですね、最低賃金にピークが来るという状況がございまして。

青森県は58ページになります。この898円ちょっと右側大体900円ぐらいのところのピークが来るということでございまして。これは、昨年の最低賃金ですので、898円ということでございまして。

この第2回の中にですね、目安小委員会の委員からの追加要望資料というのがございまして。ページ数でいきますと110ページからになります。委員からの追加要望資料ということで、小委員会においてですね、委員からこの資料が欲しいということで付いたということでございまして。めぐりますと111ページ、先ほどの答申の中です、かなり説明がございました、食料についての物価指数の対前年上昇率の推移がございまして。昨年10月から今年6月までの平均は、食料全体では、一番右側ですね6.4%、非常に話題となった米を含む穀類につきましては21.6%の上昇ということになっております。

持家の帰属家賃を除く総合というのは、3.9%上昇ですので、食料の物価上昇率はこれを上回って推移しているということでございます。

他にも色々ありますけれども、時間の都合上、説明は、省略をさせていただきたいと思います。

最後にですね、資料、別冊資料の2の2がございます。こちらは第3回以降の目安小委員会の資料でございます。ほとんどはですね、第1回、第2回の小委員会で出た資料のリバイス、数字が新しくなった6月分が出たので、その数字を足しましたとかってというのが多いんですけど、この中にも2つですね、委員からの追加要望集がございます。

この資料の11ページ、これの右下のページ数をご覧くださいと思いますけれども、11ページ、先ほど食料の消費者物価指数の対前年上昇率の追加要望資料ございましたけれども、さらにとこの頻繁に購入とか、1か月に1回程度購入、基礎的支出項目、食料、これも公益委員見解で引用されていたものがこちらになります。このような資料も付けてございます。さらにこの資料の17ページ。これは第6回の目安小委員会の資料となりますが、これも委員からの追加要望資料ということで、これも公益見解にございましたエンゲル係数の推移がここに載っております。こちらについても参照いただければというふうに思います。

これら目安小委員会の資料のいくつかは、公益委員会の先ほどの参考資料にも引用されておりますので、随時参照いただければというふうに思います。資料についての説明は、以上とさせていただきます。資料の説明、非常に簡単で申し訳なかったです。

(石岡会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは他に事務局から何かありますか。

(事務局 賃金室長)

審議日程についての確認をお願いしたいと思います。資料2ページの資料があったと思います。グリーンですね地賃の審議日程の2枚になっているものがございます。前にメールでもちょっとご説明をさせていただきましたけれども、1枚目は、どちらが2枚目かちょっとわかりづらいんですけども、下のところの第6回専門部会で結審した場合というところが、2段になっているのが、7月15日にご了解いただいた日時提案でございます。

この日程ではですね、仮に8月12日の第5回の専門部会で結審しなかった場合については、同日午後に予定されている本審、答申の予定されていた本審をパスしてですね、21日に予備日を設けて、それで結審をして21日に第3回の本審において答申をいただく、ということにさせていただいたわけでございます。

従いまして、12日で結審しなかった場合は、本審は無しということになっていた訳ですが、しかしながらですね、12日の本審をやるかやらないかとか決まるのは、当日の午前10時過ぎ、要は専門部会が始まってからになるわけでございます。専門部会委員の方はいいんでしょうけれども、それ以外の委員についてはですね、当日遠くからもこちらに向かって出発されている方々もいらっしゃるのかなということも考えますとですね、10時過ぎに専門部会をやって、今日は答申出ないので、答申キャンセルというのは、ちょっとこれは失礼だと、ご迷惑がかかるという判断をさせていただいたということでございます。

このため、12日はですね答申の有無にかかわらず、本審を開催するということとさせていただきます。

たいということでございます。しかしながらですね、答申が無い場合の本審でやることという、審議状況、報告、答申に変えて今どういう状況ですという報告になるかと思えます。この案が次の2枚目になりますけれども、こちらの方、第6回専門部会を結審した場合の下のところをご覧いただければと思いますが、12日も第3回本審を開催させていただきまして、ここでは右側でございますが、結審していない旨の説明及び元々3回でやる予定であった産別必要性の諮問、有無の諮問ですね、こちらをやるということにさせていただきたいということです。

そして、地賃が結審していないので、地賃については、21日の予備日に専門部会をやって、この日も本審をやると。ここでももし、決まないと、まだちょっとそこまではあまり考えておりませんが、その時も今と同じように本審は一応開催するという方向で考えたいと思えます。変更したところは、12日については答申の有無にかかわらず、本審を開催するというところでございます。こちらご了解いただければというふうに思えます。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。そうすれば12日までに結審すれば、非常にありがたいわけですが、これはもう中賃の状況をみても本当に何が起こるか分からないという状況ですので、ちょっとわからないですが、ただどちらにいたしましても、12日は1時半からこちらで本審を開催することになりますので、よろしくお願いいたします。

もうひとつ特賃の方なんですけど、遅くなって大変申し訳ないんですが、現在ですね、事務局案を作成しております、遅くとも明日ぐらいにはですね、委員に日程案をお示しして、12日の本審の時にですね、確認させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この特賃につきましてはですが、今年度につきましては7月中までに申し出、改正の申し出受け付けておいたわけですが、今年につきましては、4業種があったうちの百貨店総合スーパーにつきまして、申し出がございませんでした。このことからですね、今年度は当然、必要性諮問が、百貨店総合スーパーについては諮問をしないということですので、3業種の方、鉄鋼、自動車、電気、この3業種についてご審議をお願いすることになるということで、そこら辺を含めてですね、今ちょっと日程の方ですね、調整中ということですので、できるだけ早くお示ししたいと思っておりますのでご了承いただければというふうに思えます。事務局からは以上でございます。

(石岡会長)

それでは確認ですが、日程の方は、この2枚目の方でやるということですのでよろしいですね。

何か現時点で皆さんからおっしゃっておきたいこととかございませんか。

よろしいでしょうか。そうしますと、いよいよ明日8月6日の専門部会から金額の審議に入ることになります。産別も含めてですけれども、専門部会で公労使3者で集まって議論を行うところは公開とするというふうにしたいと思っております。

それから、8月6日から金額審議に当たりましては、労使双方から今年度の最低賃金改定の基本的な考え方というものを伺いたいというふうに思っております。書面もご用意いただいてですね、お話を伺いたいと思っておりますので、その用意をお願いいたします。

その他何かご発言はございませんか。よろしいですかね。あと事務局から何かありますか。

よろしいですか。それでは明日からの本格的な金額審議に皆さんのご協力をお願いしたいと思います。それでは今日の審議会を終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。